



鳥取県公報

平成 19 年 8 月 3 日 (金)
第 7 9 1 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	収入証紙の小売りさばき人の指定の廃止 (658) (指導管理課) 2 保安林の指定の解除予定 (3 件) (659~661) (森林保全課) 2 保安林の指定施業要件の変更予定 (3 件) (662~664) (〃) 3 指定居宅サービス事業者の指定 (665) (東部総合事務所福祉保健局) 5 指定居宅サービス事業者の廃止 (666) (〃) 6 指定介護予防サービス事業者の指定 (667) (〃) 6 指定介護予防サービス事業者の廃止 (668) (〃) 6
◇ 内水面漁 管委告示	コイの持ち出し等を禁止する水域の範囲の一部改正 (7) 7
◇ 公 告	クリーニング師試験の実施 (くらしの安心推進課) 7 保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (3 件) (森林保全課) 9 警備業法に基づく検定の実施 (2 件) (警察本部生活安全企画課) 11
◇ 調達公告	落札者の決定 (警察本部会計課) 14

告 示

鳥取県告示第 658 号

次のとおり鳥取県収入証紙の小売りさばき人の指定を廃止したので、告示する。

平成 19 年 8 月 3 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

廃止年月日	住 所	名 称
平成 17 年 10 月 17 日	鳥取市田島 365-1	鳥取信用金庫富桑支店

鳥取県告示第 659 号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成 19 年 8 月 3 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
米子市和田町字新川尻3255の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
潮害の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第 660 号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成 19 年 8 月 3 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
米子市和田町字新川尻3256の1・3256の6（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
潮害の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第 661 号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成 19 年 8 月 3 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
米子市和田町字新川尻3255の1・3256の1・3256の6（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
潮害の防備
 - 3 解除の理由
道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。）
-

鳥取県告示第 662 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 8 月 3 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
鳥取市河原町北村字小崩ヨリ葵谷迄941の61、941の63、941の64、941の70、941の72、941の73、941の77、941の102、941の144、941の147、941の240・941の242（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）
-

鳥取県告示第 663 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 8 月 3 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡湯梨浜町大字川上字墓ノ谷187、187の1、188、189、字林谷191から195まで、字上荒神201の1、字波子ヶ谷215の1（次の図に示す部分に限る。）、字平七谷217の1、217の4、217の5（次の図に示す部分に限る。）、217の18

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、東郷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡湯梨浜町大字川上字雑良子谷34の4、34の5

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、東郷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び湯梨浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第 664 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年8月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

倉吉市菅原字鷹ノ巣247から249まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、字船谷265から269まで、270の1、広瀬字西山1309の1

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

倉吉市菅原字小倉谷 3 の 1、字尻岡 309、310、字大平 312、313 の 1、314 の 1、岩倉字黒松 870 の 2、871、字樫 891、字アソ 1062 から 1066 まで、字五輪ヶ平 1080 の 1、1081 から 1083 まで、富海字蛇バミ 955 の 1、960、字弥平谷 990 の 1、字上大沢 995 の 1、字野目利谷 1120 の 4・葵町字惣田山 3435（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）、3436、3437、3438（次の図に示す部分に限る。）、3439 から 3441 まで、仲ノ町字打吹山 3445 の 1・3445 の 2（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）、3445 の 3、3445 の 15、3445 の 16、瀬崎町 3450 の 1、3451 の 1、3452 の 1、3453 の 1、みどり町 3508、3509、3510（次の図に示す部分に限る。）、3511

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

葵町字惣田山 3435（次の図に示す部分に限る。）、3436、3437、3438（次の図に示す部分に限る。）、3439 から 3441 まで、仲ノ町字打吹山 3445 の 1・3445 の 2（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）、3445 の 3、3445 の 15、3445 の 16、瀬崎町 3450 の 1、3451 の 1、3452 の 1、3453 の 1、みどり町 3508、3509、3510（次の図に示す部分に限る。）、3511

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 665 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第 78 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 8 月 3 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービスの種類	指定年月日

株式会社ナンバ 代表取締役 難 波 榮	岡山県津山市材 木町1328-25	ナンバ鳥取店	鳥取市安長 211- 1	特定福祉用具 販売	平成19年7 月24日
---------------------------	----------------------	--------	-----------------	--------------	----------------

鳥取県告示第666号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成19年8月3日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名（名称及び 代表者の氏名）	住所（主たる事 務所の所在地）	居宅サービス事 業を行っていた 事業所の名称	居宅サービス事 業を行っていた事 業所の所在地	居宅サービス の種類	廃止年月日
大草 了	鳥取市若葉台南 二丁目1-6	大草歯科医院	鳥取市桜谷407	居宅療養管理 指導	平成19年7 月28日

鳥取県告示第667号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の9の規定により、次のとおり告示する。

平成19年8月3日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名（名称及び 代表者の氏名）	住所（主たる事 務所の所在地）	介護予防サービ ス事業を行う事 業所の名称	介護予防サービ ス事業を行う事 業所の所在地	介護予防サー ビスの種類	指定年月日
株式会社ナンバ 代表取締役 難 波 榮	岡山県津山市材 木町1328-25	ナンバ鳥取店	鳥取市安長 211- 1	特定介護予防 福祉用具販売	平成19年7 月24日

鳥取県告示第668号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第115条の9の規定により、次のとおり告示する。

平成19年8月3日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名（名称及び 代表者の氏名）	住所（主たる事 務所の所在地）	介護予防サービ ス事業を行っていた 事業所の名称	介護予防サービ ス事業を行っていた 事業所の所在地	介護予防サ ービスの種 類	廃止年月日
--------------------	--------------------	--------------------------------	---------------------------------	---------------------	-------

大草 了	鳥取市若葉台 南二丁目 1 - 6	大草歯科医院	鳥取市桜谷407	介護予防居 宅療養管理 指導	平成19年 7 月 28日
------	-------------------------	--------	----------	----------------------	---------------------

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第 7 号

平成 19 年鳥取県内水面漁場管理委員会告示第 3 号（コイの持ち出し等を禁止する水域の範囲について）の一部を次のように改正する。

平成 19 年 8 月 3 日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 山 崎 賀 津 雄

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号を加える。

改 正 後	改 正 前
(1)～(22) 略	(1)～(22) 略
<u>(23) 伯耆町久古の堰堤（久古橋上流のものに限る。 以下「久古堰堤」という。）から取水する三崎井手 及びそれに接続するすべての用水路</u>	
<u>(24) 久古堰堤より下流の別所川</u>	
<u>(25) 略</u>	<u>(23) 略</u>
<u>(26) 略</u>	<u>(24) 略</u>
<u>(27) 略</u>	<u>(25) 略</u>
<u>(28) 略</u>	<u>(26) 略</u>
<u>(29) 略</u>	<u>(27) 略</u>
<u>(30) 略</u>	<u>(28) 略</u>
<u>(31) 略</u>	<u>(29) 略</u>
<u>(32) 略</u>	<u>(30) 略</u>
<u>(33) 鳥取市鹿野町今市の柿谷池から取水する用水 路及びそれに接続するすべての用水路</u>	
<u>(34) 鳥取市鹿野町及び同市気高町の浜村川</u>	

公 告

クリーニング業法（昭和 25 年法律第 207 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成 19 年 8 月 3 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 試験の日時

区 分	日	時
学 科 試 験	平成 19 年 10 月 2 日 (火)	午前 10 時から午前 11 時 30 分まで
実 地 試 験	平成 19 年 10 月 2 日 (火)	午前 11 時 30 分から

2 試験の場所

鳥取市東町一丁目 220 鳥取県庁講堂

3 試験の方法

- (1) 試験は、学科試験及び実地試験とする。
- (2) 学科試験は、次に掲げる事項について行う。
 - ア 衛生法規に関する知識
 - イ 公衆衛生に関する知識
 - ウ 洗濯物の処理に関する知識
- (3) 実地試験は、次に掲げる事項について行う。
 - ア 洗濯物の処理に関する知識 (薬品の鑑別及び洗濯物の仕分け)
 - イ 洗濯物の処理に関する技能 (しみ抜き及びアイロン仕上げ)
- (4) 試験には、次のものを持参しなければならない。
 - ア 学科試験 受験通知書及び筆記用具
 - イ 実地試験 アイロン仕上げのできる長そでのワイシャツ (綿の混入率が 35 パーセント以上で白色のものに限る。)

4 受験資格

学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) 第 47 条に規定する者 (クリーニング業法の一部を改正する法律 (昭和 30 年法律第 154 号) 附則第 5 項の規定により同条に規定する者とみなされるものを含む。) であること。

5 受験手続

- (1) 提出書類
所定の受験願書 1 部に、次に掲げる書類を添付すること。
 - ア 履歴書 (日本工業規格によるもの)
 - イ 受験資格を有することを証明する書類
 - ウ 写真 (出願前 6 月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像の縦 9 センチメートル、横 5 センチメートルのものとし、裏面に氏名及び生年月日を記載すること。)
- (2) 受付期間
平成 19 年 8 月 20 日 (月) から同年 9 月 7 日 (金) まで (日曜日及び土曜日を除くものとし、郵便により提出する場合は、平成 19 年 9 月 7 日 (金) までの消印のあるものに限り受け付ける。)
- (3) 提出先
鳥取県生活環境部くらしの安心推進課 (〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220) 又は県内各総合事務所に持参又は郵便により提出すること。なお、郵便により提出する場合は書留郵便によること。

6 受験手数料及び納付方法

受験手数料は 7,000 円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

なお、既納の手数料は、還付しない。

7 合格者の発表

- (1) 発表日 平成 19 年 10 月 12 日 (金)
- (2) 発表方法 受験者全員に試験結果通知書を送付する。

8 その他

- (1) 出願者には、試験前日までに受験通知書を送付する。
- (2) 受験者は試験当日午前 9 時 50 分までに試験会場に集合すること。
- (3) 試験開始後 30 分までは遅刻者の受験を認め、退室は不可とする。
- (4) 提出された書類に虚偽の内容が記載されていたり、証明資格のない者が証明したものであることが判明したときは、合格を取り消すことがある。
- (5) 試験の詳細については、鳥取県生活環境部くらしの安心推進課（電話 0857-26-7284）又は県内各総合事務所に照会すること。
- (6) 郵便によって照会する場合は、80 円切手をはった返信用封筒を同封すること。
- (7) この試験の得点については、口頭により開示を請求することができる。

この場合において、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格発表日以降 1 月が経過する日までの間に、鳥取県生活環境部くらしの安心推進課に受験票を持参の上、その旨を申し出ること。

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 8 月 3 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 7 月 13 日付鳥取県告示第 604 号）の内容
（告示の内容）

- (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

森永 喜平	東伯郡湯梨浜町大字園字二ノ細谷 1160 の 1
〃	東伯郡湯梨浜町大字園字二ノ細谷 1160 の 3

- (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、泊村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び湯梨浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 3 通知の掲示場所 湯梨浜町役場
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）白川 尚志の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 8 月 3 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 森林所有者等の所有又は権利に係る東伯郡三朝町大字下畑字鹿部谷 728 の 2 の土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 7 月 13 日付鳥取県告示第 605 号）の内容
（告示の内容）
 - （1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
東伯郡三朝町大字下畑字鹿部谷 728 の 2
 - （2） 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - （3） 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - （ア） 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - （イ） 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - （ウ） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備えて縦覧に供する。）
- 3 通知の掲示場所 三朝町役場
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 8 月 3 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 7 月 13 日付鳥取県告示第 606 号）の内容

(告示の内容)

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

山口 光男	東伯郡三朝町大字三朝字法師谷 674
御船富太郎	東伯郡三朝町大字三朝字道ノ奥 1049 の 6
大丸 熊一	東伯郡三朝町大字三朝字築ヶ谷 1060 の 1

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備えて置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 三朝町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

警備業法(昭和 47 年法律第 117 号)第 23 条第 1 項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則(平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号)第 4 条に規定する検定を次のとおり実施する。

平成 19 年 8 月 3 日

鳥取県公安委員会委員長 渡 部 容 子

1 検定に係る警備業務の種別及び級

貴重品運搬警備業務 1 級

2 実施日時

平成 19 年 11 月 3 日(土) 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

3 実施場所

広島市佐伯区石内南三丁目 1-1 広島県運転免許センター

4 受検定員

5 名程度

5 検定の内容

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両(以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。)並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

エ 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。

オ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に

関すること。

(2) 実技試験

ア 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

イ 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。

ウ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 受検資格

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであって、次のいずれかに該当する者であること。

(1) 貴重品運搬警備業務について 2 級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、貴重品運搬警備業務に従事した期間が 1 年以上であるもの

(2) 鳥取県公安委員会が前号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

7 検定申請書の受付期間

平成 19 年 9 月 18 日 (火) から同月 21 日 (金) までの日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで

8 検定申請書の提出先等

次の警察署に提出すること (持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。)

なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。

(1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署

(2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

9 検定申請書の提出部数等

検定申請書は 1 通とし、次に掲げる書類を添付すること。

(1) 県内に住所地を有する者にあつては、住所地を疎明する書面

(2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面

(3) 写真 (申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3 センチメートル、横 2.4 センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2 葉

(4) 貴重品運搬警備業務について 2 級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、貴重品運搬警備業務に従事した期間が 1 年以上であることを疎明する書面

(5) 6 の (2) に該当する者は、1 級検定受検資格認定書の写し

10 検定手数料及び納付方法

検定手数料は、16,000 円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

11 その他

(1) この検定は、鳥取県公安委員会、広島県公安委員会及び島根県公安委員会が共同で実施する。

(2) 受検者は、受験票及び筆記用具を持参すること。

(3) この検定についての問い合わせは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課 (電話 0857-23-0110) にすること。

警備業法 (昭和 47 年法律第 117 号) 第 23 条第 1 項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則 (平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号) 第 4 条に規定する検定を次のとおり実施する。

平成 19 年 8 月 3 日

鳥取県公安委員会委員長 渡 部 容 子

- 1 検定に係る警備業務の種別及び級
空港保安警備業務 1級
- 2 実施日時
平成19年11月17日(土) 午前8時30分から午後5時まで
- 3 実施場所
広島市佐伯区石内南三丁目1-1 広島県運転免許センター
- 4 受検定員
5名程度
- 5 検定の内容
 - (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 乗客等の接遇に関すること。
 - エ 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査(以下「手荷物等検査」という。)に関すること。
 - オ 空港に関すること。
 - カ 空港保安警備業務の管理に関すること。
 - キ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。
 - (2) 実技試験
 - ア 乗客等の接遇に関すること。
 - イ 手荷物等検査に関すること。
 - ウ 空港保安警備業務の管理に関すること。
 - エ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。
- 6 受検資格
県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであって、次のいずれかに該当する者であること。
 - (1) 空港保安警備業務について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、空港保安警備業務に従事した期間が1年以上であること。
 - (2) 鳥取県公安委員会が前号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者
- 7 検定申請書の受付期間
平成19年10月1日(月)から同月5日(金)までの日の午前8時30分から午後5時30分まで
- 8 検定申請書の提出先等
次の警察署に提出すること(持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。)
なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。
 - (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
 - (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署
- 9 検定申請書の提出部数等
検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面
 - (2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面
 - (3) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)2葉
 - (4) 空港保安警備業務について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明

書の交付を受けた後、空港保安警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面

(5) 6の(2)に該当する者は、1級検定受検資格認定書の写し

10 検定手数料及び納付方法

検定手数料は、16,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

11 その他

(1) この検定は、鳥取県公安委員会、広島県公安委員会及び島根県公安委員会が共同で実施する。

(2) 受検者は、受験票及び筆記用具を持参すること。

(3) この検定についての問い合わせは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 0857-23-0110）にすること。

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成19年8月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達件名及び数量

(1) 借入物品 遺失物管理システムに係る装置 一式

(2) 購入物品 遺失物管理システムに係る装置のソフトウェア 一式
遺失物管理システムに係るプログラム 一式

2 契約方式 一般競争入札

3 落札日 平成19年6月21日

4 落札者の名称及び所在地 NECリース株式会社中国支店
広島県広島市中区紙屋町二丁目2-12

5 落札金額 月額808,710円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 入札公告日 平成19年4月13日

7 落札方式 最低価格落札方式

8 契約事務担当部局の名称 鳥取県警察本部警務部会計課
及び所在地 鳥取市東町一丁目271